

令和元年 No.5

○東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成29年規程第17号）の一部改正

改正理由

退職者の施設使用に関する規定改正の適用時期の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年7月9日 施設整備会議 審議・承認

令和元年7月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成29年規程第17号）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 7 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 4 号

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成29年規程第17号）の一部を改正する規程

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成 29 年規程第 17 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成29年規程第17号）の一部改正について

改正理由：退職者の施設使用に関する規定改正の適用時期の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （確保の原則） 第9条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 退職者が使用していたスペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。ただし新規採用者がある場合は、これを配分する。 附 則（平29程17） この規程は、平成29年4月27日から施行し、<u>平成28年</u>4月1日から適用する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年7月25日から施行する。</u>	〔省略〕 （確保の原則） 第9条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 退職者が使用していたスペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。ただし新規採用者がある場合は、これを配分する。 附 則（平29程17） この規程は、平成29年4月27日から施行し、<u>平成29年</u>4月1日から適用する。 〔省略〕